

四條畷市特定空家等及び管理不全空家等判定基準 (市判定基準)

空家等対策の実施にあたり、四條畷市空家等対策推進計画及び空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)に規定する特定空家等及び管理不全空家等に関する措置を適正かつ公正に実施するために必要な事項について、市判定基準において定めます。

1.特定空家等の認定について

法第12条の助言を行っても改善されない場合、法第9条第2項の立ち入り調査を実施します。

その際に、「特定空家等及び管理不全空家等に対する措置の判定表」を用いて評価し、評点が200点以上となった場合、空家等対策協議会において、専門的な観点や個別の状況を考慮したうえで総合的に判断します。

空家等対策協議会の判断を受け、市長の最終判断により特定空家等と認定します。

特定空家等に認定した場合、特定空家等に対する措置のフロー(P2)により、法第22条の指導、勧告等の措置を講じます。

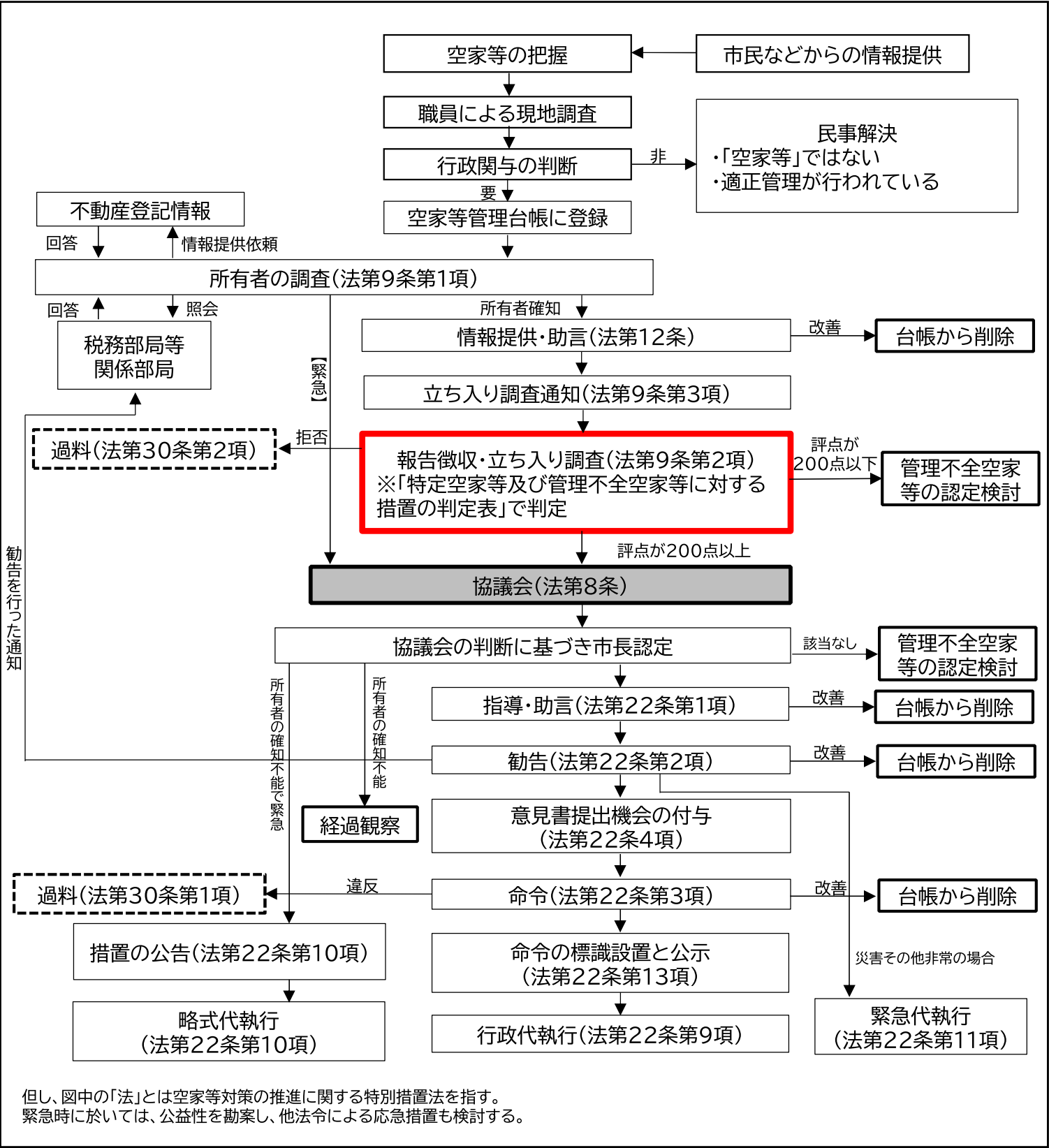
2.管理不全空家等の認定について

法第12条の助言を行っても改善されない場合、「特定空家等及び管理不全空家等に対する措置の判定表」を用いて評価し、評点が100点以上となった場合、管理不全空家等に認定します。

管理不全空家等に認定した場合、管理不全空家等に対する措置のフロー(P3)により、法第13条第1項の指導をし、改善されない場合は法第13条第2項の勧告の措置をします。

なお、勧告をする際には、事前に空家等対策協議会に意見照会することとします。

特定空家等に対する措置のフロー



管理不全空家等に対する措置のフロー

